



# 立木の取得補償について

農地建設課用地係

## 1 はじめに

平成23年8月4日付け農建第530号「立木の取得補償に関する取扱いについて」（以下、「通知」という。）により、立木の取得補償の取扱いが変更されました。

以下、この改正内容等に関して解説します。

## 2 立木補償について

### (1) 立木補償の概要（『用地補償のあらまし（その1）＜第3次改訂＞』319頁）

取得又は使用する土地にある立木の補償については、当該立木を、①移植させる方法、②伐採させる方法、③取得する方法がある。

これらのうち、どの方法により補償するかは、事業への必要性、当該立木の樹齢・果たしている効用、用途、移植の可能性、建物等の移転工法などを総合的に勘案することにより決定される。

通常、庭木は土地に生立することで立木本来の価値が発揮されるので移植による方法、用材林は各種用材として本来伐採されることを予想しているから伐採による方法が一般的に用いられている。なお、立木を取得する方法は、当該立木を必要とする事業の場合等に用いられ、例としては公園事業等が考えられる。

### (2) 新潟県の公共補償基準の施行に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）に定める立木補償基準では、次の補償について定めています。

条 文	条 文 の 内 容
第17条	立木の取得に関する補償
第38条	立木の移植補償
第39条	用材林の伐採補償 〔伐採と除却は立木の所有者が行うこととし、所有者にその結果生ずる損失を補償する〕 ※ 例外的に取得補償ができる場合の規定有り（第3項）
第40条	薪炭林の伐採補償
第41条	果樹等の収穫樹の伐採補償
第41条の2	庭木等の伐採補償等（伐採補償、移転補償）
第42条	竹林の補償（移植補償、伐採補償）

通知は、取得補償ができる場合について定めた第17条と第39条の適用関係及び条文ごとに必要な事務について定めています。

### 3 通知の改正の概要

#### (1) 改正の概要

##### ① 改正した部分

通知の別紙2「事業の用に供さない立木を取得する場合のフロー」

##### ② 改正の内容

補償対象の立木について適正な管理が行われていない場合（基準第17条第2項第3号、以下「適正な管理が行われていない場合」という。）に取得補償をした後、県が当該立木を伐採・処分をする前に必要とされた農地部長（農地建設課長）への協議及び承認（以下「協議等」という。）を不要とした。

#### (2) 改正の背景

改正前の通知（以下「旧通知」という。）では、適正な管理が行われていない場合も、適正な管理が行われている一定の場合（基準第39条第3項、例外的な場合）と同様に協議等が必要とされていました。

協議等に時間を要することへの懸念などが、適正な管理が行われていない場合に取得補償を行おうとする際の支障となっていました。このため、適正な管理が行われていない場合にも伐採補償が行われていました。

しかし、適正な管理が行われていない場合に伐採補償を算定しても補償額が低くなること、また、土木部では既に（適正な管理が行われていない場合には協議等をせずに取得補償ができることとされていたことから）取得補償を行っており、所有者から同じ県である農地部に対しても取得補償の要求が出ることなどにより交渉が難しいものとなっていました。これが今回の改正の背景です。

#### (3) その他（伐採費の算定について）

通知では、伐採費の算定に関することが加えられています。これは、土木部と同様の取扱いであり、伐採費の算定は用地担当が行うという前提で定められています。

ただし、ケースによってはこれによりがたい場合などもありますので、用地担当と工務担当が連携の上、適切な費用の算出を行ってください。

### 参考 取得補償ができる場合

#### ① 原則

基準第17条第2項に定められている次の4つの場合に取得補償ができることになっています。

㊲ 事業に必要な場合（本文）

㊱ 土砂の流出、崩壊等を防止するため、土地を事業の用に供するまでの間、立木を残存させることが適当であると認められる場合（第1号）

㊳ 土地が事業の用に供されるまでに相当な期間があるため、立木を移転することにより当該土地の維持管理に相当の費用が必要と見込まれる場合（第2号）

㊴ 用材林又は薪炭林の立木（天然生林を除く。）であって、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合（第3号）

※ ただし、所有者に立木伐採・処分の意思がある場合には伐採補償になります。（通知の別紙1「用材林の補償判定フロー」参照）

## ② 例 外

基準第17条に該当しない用材林は、伐採補償の対象となるが（基準第39条）、同条第3項に例外的に取得補償ができる場合が規定されています。

④ 伐期末到達立木で市場価格のあるものが次の各号（第1号、第2号）のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものと認められるときは、第1項の規定（伐採補償）にかかわらず、当該立木を取得することができるものとする。（基準第39条第3項）

※ ただし、所有者に立木伐採・処分意思がある場合には伐採補償になります。（通知の別紙1「用材林の補償判定フロー」参照）

